

東京都職員採用選考（児童福祉（経験者））

論文課題＜例題＞

注 意

- 1 字数は 800 字以上 1,200 字程度、時間は 1 時間 30 分です。
- 2 指定された 2 題のうちから、1 題を選択して回答してください。

例題は 2 題あります。次のページ以降を御覧ください。

【問題 1】

下記の事例と資料を踏まえ、本児のケースに対するあなたの援助方針を述べてください。

(800 字以上 1,200 字程度)

【事例】

あなたは、東京都福祉保健局 A 児童相談所に児童福祉司として配属されました。

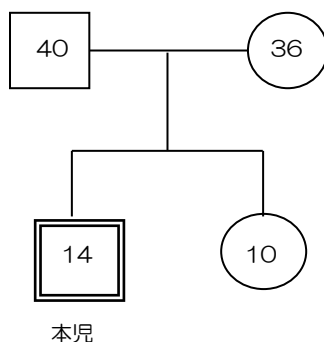
あなたの担当する地区に居住する B 家庭について、警察署から児童相談所に通告がありました。通告内容は、父が本児にスマホ利用の注意をしたが聞き入れなかったため、父が本児の頭と腹部をたたいたことから、父の暴力を止めに入った母と父が口論となり、母が 110 番通報。警察官が臨場し確認したところ、日頃から夫婦喧嘩が絶えず、父は 14 歳の長男に対して以前から身体的な暴力が行われているというものでした。本児は両親と暮らすことを拒否したため、児童相談所による父母に対しての指導が必要というもの。通告を受けた児童相談所は、本児の安全を確保し、虐待の調査を行なう必要があることから本児を一時保護しました。

その後、一時保護期間（30 日経過）の間に、学校への聞き取り調査、本児への面接、保護者への面接、親子面会を行っています。

明日、所内の会議で、あなたが援助方針を提案することになっています。

【資料】

資料 1



- ・本児：14 歳、中学 2 年生、不登校傾向
- ・父：40 歳、会社員、毎日帰宅が遅く、子育ては母に任せることが大半。権威的で本児への躰に厳しく時に体罰も肯定
- ・母：36 歳、専業主婦、うつ病で通院服薬中、感情の起伏が激しい父の本児への体罰には反対するが、時に母も本児を激しく叱責
- ・妹：10 歳 小学校 4 年生 成績もよく、両親から可愛がられて育っている

資料 2

診断種別	本児の診断結果（一時保護 30 日経過）
社会診断	・親子関係は、本児が小学生くらいまでの間は両親が抑圧的に養育をしていたが、最近では、本児が両親との接触を避け部屋に閉じこもりがち ・父は児童相談所の援助に拒否的であったが、その後の保護者面接では反省の姿勢を示す ・一時保護中の親子面会では、父母が本児に謝罪。本児も家に帰りたと言っている
心理診断	・父からの暴力、母からの暴言を受けて育ち、自己肯定感が低く、感情コントロールの課題がある。 ・両親に対して嫌悪感や諦めの気持ちも強く生活全般に無気力
医学診断	・発達障害との診断。父母からの暴力や叱責は外傷体験となっており、今後は、心理的なケアを行いながら、必要に応じて服薬を含めた治療の検討すべき
行動診断	・一時保護所では日課に沿って生活を送っており、基本的生活習慣は年齢相応に習得できている。 ・大人に対して心の内を話すことは苦手。本児の特性を理解し、細かな声かけや助言など、大人への信頼を取り戻すことが必要

【参考】

援助方針の種類

助言指導	保護者との面接や家庭訪問等を通じて1～3回の助言により虐待の状況が改善されたケースを終了する場合 など
児童福祉司指導	施設入所等による親子分離は不要であるが、通所や家庭訪問を通じて親子関係等の改善を図るなど、行政決定により虐待に対する指導が必要な場合 など
里親委託・ 児童養護施設入所	一定期間、親子を分離した生活をしなければ、子供の安全・安心な生活が保障されない場合 など

【問題 2】

下記の事例と資料を踏まえ、児童 B の家庭復帰に対するあなたの考えを述べてください。

(800 字以上 1,200 字程度)

【事例】

あなたは、東京都福祉保健局 A 児童自立支援施設の生活寮でローテーション勤務する自立支援課生活担当職員として配属されました。

あなたが担当することになった児童 B は次年度に中学 3 年生に進級します。進級するにあたって児童 B の意向を確認したところ、高校進学前、なるべく早期に家庭復帰したいという希望があることが分かりました。児童 B の話では、『中学 2 年生の 6 月に施設に入所して半年が過ぎ、自分なりに落ち着いて生活ができるようになった』『自分が行ったことも反省した』と自己評価しており、すぐにでも家庭に戻りたいとの意向でした。児童 B は、家庭復帰に向けていくつか相談したいことがあるとも述べています。

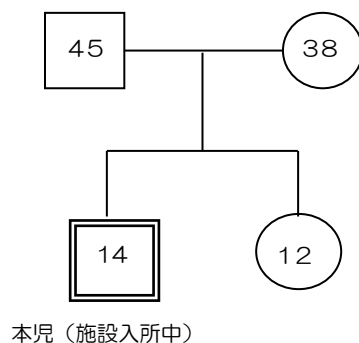
児童 B はきょうだいに対して性的加害を行った経緯があり、両親の養育力は極めて低いことなどが課題となっていました。

生活寮の担当職員間では、児童 B は生活面ではかなりがんばっているという意見がある一方、早期の家庭復帰は困難とする見方が多数を占めています。

明日、施設内の会議で、あなたが児童 B の家庭復帰の方針について説明することになっています。

【資料】

資料 1



- ・本児：14 歳、男、中学 2 年生、入所主訴は性非行（実妹への性加害）、学力は低く、不登校傾向だった。
- ・実父：45 歳、無職で生活保護を受給している。双極性障害で通院服薬中。子育ては実母に任せきりで消極的。
- ・実母：38 歳、無職。感情の起伏が激しく、育児スキルは低い。児童相談所と対立中。福祉事務所職員とは関係良好。
- ・実妹：12 歳、小学校 6 年生。小学 4 年生の時より本児から性加害を受けた。被害を実妹が教員に訴えたことで、本児の性非行が発覚。児童相談所係属中。

資料 2

主な項目	本児の自立支援計画の抜粋（中学 2 年生前期 入所当初）
自立支援 方針	・規則正しい生活と規範意識を身に付ける。 ・家族との関係を再構築し、他者との円滑な人間関係や信頼関係を結べるようになる。 ・妹への加害行為に向き合い、きょうだい間の付き合いかたを学ぶ。 ・性に関する必要かつ適切な知識などを身に付ける。
入所理由	・実妹への性加害（衣類の上から全身を触る、就寝中に同じ布団に入ろうとする）
児童の意向	・高校進学したい。しかし、学力が低いので自信がない。 ・同じ失敗をするかもしれないという不安がある。家庭に戻りたい気持ちはある。
保護者の 意向	・生活保護受給中のため経済的に余裕がないが、家族関係に問題はない。いつでも本児を引き取ることができる。本児の進路は、本児自身が選んだものなら構わない。 ・本児の性非行については、児童相談所の説明に少し納得がいかない。家族にとって大きな問題とは思っていない。（実母の主張）
児童相談所 の意見	・【短期的目標】 施設生活で職員との信頼関係を構築し、入所主訴と向き合って性に関する知識や規範意識などを高めてほしい。 ・【中・長期的目標】 親子関係は決して悪くないが、性加害を受けた実妹や両親の養育力のことを勘案すると、本児の中学卒業後の家庭復帰は現状では難しい。今後の成長を考えると、高校入学後も養護施設等を活用し自立を目指すことが適当ではないか。
関係機関の 意見	・【福祉事務所（生活保護）】 両親ともに就労できる見込みはない。近所付き合いもなく、社会的に孤立しがちな家庭。居住スペースは、3 人家族（本児を除く）で暮らす最小限の広さとなっている。 ・【中学校】 本人の学校復帰は想定できない。来年度は実妹が中学校に入学することになるが、妹にどのような対応や配慮が必要か検討したい。